

VDSL機器レンタル契約約款

第一章 総則

第1条 (本約款の適用)

伊藤忠ケーブルシステム株式会社(以下「当社」)は、VDSL機器レンタル契約約款(以下「本約款」)を定め、本約款に従って、契約者(第2条1項3号に定める者。以下同じ)に対しBB4Uインターネット接続サービス(以下「本サービス」)の提供にあたり、VDSL機器および付属品(以下「VDSL機器一式」という)をレンタルし、本サービスの提供をします。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス:本約款およびBB4Uインターネット接続サービス契約約款(以下「サービス契約約款」という)に基づき、当社が契約者に対しVDSL機器一式を貸し出すことにより専用回線及びインターネットサービスプロバイダ機能を提供するサービス。
- (2) 利用契約:本約款およびサービス契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約。
- (3) 契約者:利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者。

第3条 (契約者への通知)

1. 当社は、通知内容を当社発行の電子メールアドレス、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により契約者への通知を行います。
2. 当社は、本条1項の規定に基づき、当社から契約者に対し随時必要な事項を通知するものとします。
3. 本条1項および2項の規定に基づき、当社から契約者への通知を当社発行の電子メールアドレスの送信または当社ホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

第4条 (本約款の変更)

1. 当社は、契約者に対して事前の通知を行った上で、本約款を変更できるものとします。この場合、本約款の変更後の内容とともに効力発生日を契約者に通知し、変更後の本約款については、当該通知した効力発生日にその効力が発生するものとします。
2. 当社は、本約款に定める通知について、契約者に通知することに代えて、当社ホームページ上に掲載することによっても行うことができるものとします。

第二章 利用契約

第5条 (提供条件)

本サービスは、当社がインターネットシステムを導入するマンションでのみご利用いただけます。

第6条 (最低利用期間)

1. VDSL機器一式のレンタル契約の最低利用期間は、本サービス提供後、課金を開始した月から起算して2ヶ月とします。
2. 契約者は、本条1項の最低利用期間内に利用契約を解除した場合は、当社が定める期日までに、第11条及び別途定める料金表に基づき、当社に対し解除手数料を支払うものとします。

第7条 (利用の申込み)

1. VDSL機器一式のレンタル契約を希望する者(以下「申込み者」)は本約款およびサービス契約約款に同意の上、当社指定の申込書に必要事項を記載し、当社に提出するものとします。
2. 20才未満の方が利用契約の申込をする場合には、法定代理人の同意を必要とします。
3. 利用契約の内容を変更する場合においても、当社指定の申込書により契約内容の変更手続きをするものとします。

第8条 (契約の承諾)

1. 利用契約は、前条(利用の申込み)に定める申込みに対して、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。
2. 当社は、本条1項の規定にもかかわらず、当該申込みを承諾する何らの義務もないものとし、次のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用契約の申込み者、VDSL機器一式レンタル料金(以下「レンタル料金」)その他の本約款に規定する料金及び料金以外の債務(以下「債務」)に関する費用支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (2) 利用契約の申込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明したとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。
 - (4) 申込み者が、本約款およびサービス契約約款に同意できないとき。
3. 本条2項の規定により、利用契約の申込みを当社が拒絶した場合、当社は契約者に対し書面を以てその旨を通知します。

第9条 (契約者の地位の承継)

1. 契約者について相続があった場合、相続人は契約者の地位を承継します。
2. 本条1項の規定により契約者の地位を承継した相続人は、相続の日から3ヶ月を経過する日までにその旨を当社に届け出るものとします。但し、当該期間内に相続の届け出が行われなかった場合には、契約者の相続人は契約者の地位を承継せず、当該相続の日付にて解約したものとします。
3. 本条1項の場合において、契約者の地位を承継した相続人が2人以上いる場合は、そのうち1人を代表者と定め、本条2項の手続きを取るものとします。

第10条 (契約者の氏名等の変更)

1. 契約者は、その氏名、電話番号等申込時の届出内容について変更があった場合は、当社に速やかに連絡するものとします。
2. 本条1項の連絡があった場合、当社は、契約者に対し身分を証明する書類等を提出して頂くことがあります。
3. 本条1項から2項の連絡が無かったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第11条 (契約者が行う契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除するときには、当社指定の申込書に必要事項を記載の上、当社に提出するものとし、申込書の到着を以て受理されたものとします。
 - (1) 1日から25日までに到着したのものについては最長で当月の末日または当月以降の指定月の末日、また26日から末日までに到着したのものについては最長で翌月の末日または翌月以降の指定月の末日に解除されるものとします。
 - (2) 解除のお申込み方法は、当社指定書面に必要事項を明記の上、郵便及びファクシミリ(FAX)・電子メールとします。電子メールの場合は、当社指定書面(電子ファイル)を添付の上、当社指定のアドレス宛に送信するものとします。
 - (3) 利用契約の解除の可能性があるとし、VDSL機器レンタル契約のみの解除はできないものとします。
2. 本条1項の場合、当社は既に受領した月額利用料、その他の債務の払い戻し等は一切行わないものとします。

第12条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は次の場合には、直ちに利用契約を解除することがあります。
 - (1) サービス契約約款第19条(本サービスの停止)に基づき本サービスの提供を停止された契約者が、本サービスを停止される原因となった事実について相当の期間を定めて是正催告を受けたにも拘わらず、当該事実を是正しないとき。
 - (2) 支払停止または支払不能に陥ったとき、自ら搬出し又は引き受けた手形もしくは小切手につき不渡りの処分を受けたとき、あるいは取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがあったとき又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停手続開始の申し立てがあったとき、または清算手続に入ったとき。
2. 当社は、次の場合にはあらかじめ契約者にそのことを通知の上、利用契約を解除することがあります。
 - (1) 本契約に違反したとき。
 - (2) その他、当社が当該契約者に本サービスを提供することを不適当と判断した場合。
3. 契約者が本条2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当社に対する一切の債務を、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を現金で支払うものとする。

第三章 VDSL機器一式の取扱等

第13条 (VDSL機器一式の引渡し)

1. 当社は契約者に対して、契約者が利用する住居にVDSL機器一式の配送出荷をし、VDSL機器一式の到着を以て引渡しとします。
2. 引渡しを行ったVDSL機器一式がレンタルの対象となります。
3. 第19条の場合を除き、VDSL機器一式の変更、取替はできないものとします。
4. 当社が契約者に対し天変地異、戦争、内乱、その他不可抗力(当社の責に帰すべからざる事由)により引渡しを完了できないことが明らかな場合は、その事由の継続する期間に限り、当社は遅延の責を負わないものとします。

第14条 (担保責任)

1. 当社は契約者に対して、引渡し時においてVDSL機器一式が正常な性能を備えていることのみを担保し、VDSL機器一式の商品性および契約者の使用目的への適合性について担保しません。
2. 第13条1項に基づき、契約者は当社に対して10日以内にVDSL機器一式の性能につき、口頭または書面による通知をなさなかった場合は、正常な性能を備えた状態で契約者に引渡されたものとします。

第15条 (管理義務)

1. 契約者は、VDSL機器一式を善良な管理者の注意を以て、使用、保管するものとします。
2. 契約者は、VDSL機器一式の譲渡、転貸、改造をすること又はVDSL機器一式に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損することを禁止するものとします。
3. 契約者がVDSL機器一式をレンタル中に、VDSL機器一式またはその設置、保管、使用によって、第三者に与えた損害については、契約者がこれを賠償するものとします。
4. 契約者は、移転等によりVDSL機器一式の利用場所を変更した場合、当社に対し所定の手続きにより新たな利用場所を報告するものとします。ただし、同一マンションでの移転および転居のみ適用するものとします。

第16条 (VDSL機器一式の滅失、毀損、損傷)

契約者が契約者の責に帰すべき事由に基づきVDSL機器一式の滅失(盗難による場合も含む)、毀損、損傷(第19条の場合を除く)した場合、又は契約者が当社のレンタル機器に対する所有権を侵害した場合、契約者は直ちにその旨を当社に対して通知し、その原因を問わず直ちに通信機器(VDSL機器一式)新規購入代金相当額15,000円(消費税別)を当社に支払うものとします。

第17条 (VDSL機器一式の譲渡等の禁止)

1. 契約者はVDSL機器一式を第三者に譲渡し、またVDSL機器一式について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できないものとします。
2. 契約者は、VDSL機器一式について、他から強制執行その他法律的、事実に侵害がないよう保全するとともに、もしそのような事態発生したときは、直ちにその旨を当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。
3. 本条2項の場合において、当社が必要な措置をとったときは、契約者は当社が支払った一切の費用を負担するものとします。

第18条 (VDSL機器一式の返還)

1. 契約者は当社に対して、利用契約の解約、その他の理由により利用契約の終了日から10日以内に当社が指定する場所にVDSL機器一式の返還をするものとします。
2. 契約者が前項の義務の履行を怠った場合、契約者は当社に対し、未返却時の違約金として15,000円(消費税別)を支払うものとします。

第19条 (保守)

1. 契約者は当社に対して、本契約第14条の場合を除き、契約者の責に帰すべからざる事由により、レンタル利用期間中に、VDSL機器一式に性能障害が発生した場合、当社の選択により、無償にて修理または交換をするものとします。ただし、以下の場合には、保守対象より除外するものとし、当社は一切その責を負わないものとします。
 - (1) 使用上の誤り、当社が認めた製品以外から受けた障害
 - (2) 本利用約款第14条(VDSL機器一式の引渡し)に基づき当社から契約者への引渡し後、移動、輸送、落下、液体や異物の混入等による故障および損傷
 - (3) 火災、地震、風水害、落雷その他の天変地異、公害、塩害、異常電圧等による故障および損傷
 - (4) 不当な修理や改造による故障および損傷
2. 前項の性能障害が契約者の責に帰すべき事由の際は、当社が性能障害の原因調査、又は取替え等の必要な処置に要した費用は、契約者が負担するものとします。

第四章 料金等

第20条 (利用料金等)

1. 当社が提供するレンタル料金は、別途定める料金表に基づくものとします。
2. 料金の支払い方法は、クレジットカードによるものとしますが、利用可能なクレジットカードの詳細に関しては、別途当社が定めるところによります。

第21条 (料金の計算方法)

月額レンタル料金は、別途定める料金表より計算します。

第22条 (契約者の支払い義務)

1. 契約者は、利用契約の申込みを行い、当社の承諾を受けたときは、VDSL機器一式レンタルに係わる初期費用および月額レンタル料金を支払うものとします。
2. サービス契約約款第18条(本サービスの中止/中断)又は第19条(本サービスの停止)の規定により本サービスの提供が中止/中断又は停止された場合における当該中止/中断又は停止の期間は、本サービスの提供があった期間として取り扱ひ、契約者は同期間につき料金支払義務を負うものとします。
3. サービス契約約款第20条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの提供が廃止された場合には、契約者は当該廃止月の月額レンタル料金全額を当社に支払うものとします。

第23条（割増金）

料金の支払いを不法な手段により免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した金額を割増金として支払うものとします。

第24条（遅延損害金）

1. 契約者が、レンタル料金その他の債務を所定の支払い期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払い期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、レンタル料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第25条（消費税）

契約者が当社に対し利用契約に関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第五章 損害賠償

第26条（損害賠償）

1. 契約者が本契約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して相応の損害賠償の請求をおこなうことができるものとします。
2. 前項の定めるもののほか、当社は、契約者が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用することにより、または利用出来なかったことにより発生した一切の損害について、当社の故意または重過失に基づくものを除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 本約款の如何なる規定にも拘わらず、当社が契約者に対して負担する賠償責任は、請求の原因の如何を問わず、契約者に現実に生じた直接損害に限定され、利用契約及び本約款に基づき契約者が当社に支払った料金の総額を超えないものとし、いかなる場合にも、契約者に生じた間接的、派生的及び特別損害並びに逸失利益については、当社は責任を負わないものとします。

第27条（協議等）

1. VDSL機器一式の利用に関して、本約款、当社が別に定める事項及び当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意を持って協議し解決するものとします。
2. VDSL機器一式の利用に関して当社と契約者との間に紛争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

発行：2005年6月

改定：2013年3月

伊藤忠ケーブルシステム株式会社